

○日出町ファーマーズスクール研修生募集要領

(目的)

第 1 条 この要領は、日出町ファーマーズスクール実施要領に基づき実施する日出町ファーマーズスクールの研修生の募集に関し、実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(研修生の定員)

第 2 条 研修生の定員は 3 組以内とし、就農コーチ 1 名が担当する研修生の数は原則 2 組（4 名）までとする。

(研修申込手続)

第 3 条 研修を希望する新規就農志向者は、日出町ファーマーズスクール研修申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）に日出町ファーマーズスクール研修受講誓約書（様式第 2 号）、履歴書（様式第 3 号又は市販のもの）、個人情報の取り扱い承諾書（様式第 4 号）、運転免許証の写し、健康診断書（申込日の 3 か月前までのもの）、税金の滞納がないことを証明する書類を添えて町長に提出するものとする。

(研修生の審査方法及び審査結果)

第 4 条 町長は、申込書の提出があったときは、日出町ファーマーズスクール審査会設置要領に基づき、審査員による面接及び書類審査を行う。

2 町長は、審査会后、就農コーチに対し、日出町ファーマーズスクール研修生受入依頼書（様式第 5 号）により受け入れを依頼し、それを受けた就農コーチは、受け入れを承諾するときは、町長に対し、日出町ファーマーズスクール研修生受入承諾書（様式第 6 号）を提出する。

3 町長は、就農コーチより受け入れ承諾書の提出を受け、日出町ファーマーズスクール研修受講決定通知書（様式第 7 号）により受講の可否を申込者に通知する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。